

令和4年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年10月7日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和4年10月7日(金) 午後4時20分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	前田 操	守安 淳市	池上 次男	小西 安彦
大月 泉	友野 伸樹	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

1番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

議案第43号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入りますが、令和4年10月5日付で総社市長片岡聡一から協議があったことから、追加議案1件を提出いたします。それでは、審議等の進め方について申し上げます。まず、議案第39号から議案第42号及び報告第31号から報告第33号について農地担当の秋山委員に審議をお願いいたします。その後、議案第43号について農政担当の林委員に審議をお願いいたします。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくをお願いいたします。

【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。まず、本日は呼び出し案件が2件あります。審議でございますが、順番の変更をさせていただきます。議案第39号、農地法第3条の22番清音軽部の件及び議案第41号、農地法第5条の68番でございますが、申請人の方に総会へ出席をしていただいております。その関係もございまして、この2件の案件につきまして最初に審議したいと思いますのでよろしくお願いをします。それでは、まず、議案第39号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) **【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号22番】

(農地担当) 今回、22番の件につきまして申請人が市外の方でして、慣例によりまして聞き取り調査を行うために今回の総会にお呼びしております。この件につきまして、審議の進め方を次のようにします。まず、地元委員さんより該当農地の現状、耕作状況等についてご説明をいただきます。その後、申請人に入室していただき、申請人への質疑応答に入ります。以前、別の受人の方で呼び出し審議して許可となった案件の農地です。まず、休憩に入ります。

【13時35分から13時50分まで休憩】

(農地担当) 休憩前に続き、会議を開きます。それでは22番、清音軽部の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件については、前回の件とほとんど一緒だと感じています。藤井委員何かあった

らお願いします。

(農地担当) 藤井委員の説明をお願いいたします。

(藤井委員) この2筆のうち1筆は、田んぼのど真ん中にある圃場に付いては、周りとは歩調を合わせて水稻を作るのであればいいかなと思います。ここは、畔がありませんので周りが田植えをする時期と、同じように水を入れて同調していただけるのであればいいかと思います。もう1筆ですが、ここに野菜を植えると申請人は記載していますが、ここは営農組合の方が2年ほど耕作をしておりましたが、3、4年前までは、草ぼうぼうで背丈ぐらいの草が生えておりました。そこに野菜を植えるとなると、ちょっとほっておいたら草がかなり生えてくるので、その管理をどうするのかがちょっと気になるところです。

(農地担当) はい、わかりました。それでは、入室してもらってください。

【申請人入室】 13時55分

(農地担当) まず私から基本的な点を数点お聞きします。その後、他の委員から質問をいただき、審議を進めていきますのでよろしくお願いします。まず、この総会は議事録の作成の都合上、録音しておりますのでご了承ください。それでは、まず、今までの農業経験をふまえて自己紹介をお願いします。

(申請人) 今は倉敷市中島にすんでいます。今までの営農経験ですが、小さいですけど倉敷市福井に90坪ぐらいで、畑を3年間やっていたことがあります。それでそこを売却してくれという話で、畑がなくなりました。その後、やっぱり畑が欲しくていろいろ探していたところ、軽部のところに畑がありまして現在に至ります。ちょっと坪数が大きいですが、とりあえずまた畑をやって野菜を作りたいなと思っています。

(農地担当) 以前3年ほど畑作をしていたということですが、その規模ですと販売農家というより自家消費的な感じでやられていたのですか。

(申請人) 販売ではないです。

(農地担当) 今回、取得しようとする農地は、合わせて3、000平方メートルになりますが、営農の計画、農機具の取得などについてちょっとお聞かせください。

(申請人) 今まで、その広さの畑の経験はありません。これからは、時間もあるので頑張っってやっていこうと思います。あと農機具は耕運機と草刈り機、軽トラは持っています。田植え機とかコンバインは購入予定です。

(農地担当) 今回、取得する農地のうち大きいほうは、水田で畔のない続き田です。おそらく稲作になると思いますが、タイミングや作業を隣地の方と合わせていく必要があると思います。もう一つの農地は野菜を予定されているようですが、大きい面積でもありますし、以前、草が伸びて遊休農地のようなところでした。草管理がかなり大変だと思いますが、草管理や水の管理等も含めまして、倉敷から頻繁に来ることが出来るものなのか、労力的なもの

も含めて教えてください。

(申請人) 所要時間は、車で20分ぐらいなのでさほど時間は要しませんので問題はないです。管理ですが、雑草が生えないように草刈りを頻繁にやって、耕運機で耕します。面積がかなり広いので、ちょっと労力を要しますが、知人と一緒に頑張っってやっっていこうと思っっています。

(農地担当) わかりました。それでは委員の皆様方からご質問いただければと思っいます。

(3番委員) 今回、農地法3条の申請ということで、農業を継続してやっっていくことが前提になった申請ということですけど、畑は手間がかかりますから片手間でしていると、草が生えて作物の収穫が望めないようなことになると思っるので、日常的な管理がどうしても必要不可欠になりますけど、日常の管理はどういう方がされるのですか。

(申請人) 私と同級生の知人でやります。

(3番委員) 知人っていう方は、農業の経験がある人ですか。

(申請人) 昔、徳島の山で畑をやっっていた方です。

(3番委員) 現実には農業とあまり関係がない時期が続いていた人ですか。

(申請人) はい。

(3番委員) 申請人の方は、農業経験は3年ほどで、家庭菜園みたいなことをやっっていたということですか。

(申請人) はい。知り合いが手伝いに来て、収穫したものをみんなで持ち帰っていました。

(3番委員) この2筆の利用の仕方は、どのように考えていますか。

(申請人) 両方とも畑がいいですが、まだ決まっってないです。

(3番委員) 先ほど、コンバインとか田植え機を購入予定と説明がありましたけど。

(申請人) この先、畑で行くか水田で行くかは、現状の状況を見て決めます。

(3番委員) ただ、現実問題として畔がない農地になっているので、隣が水を張りだしたら、水がそのまま入ってくるので、畑としての使用は難しいと思っいます。田植え機やコンバインを購入予定と言われましたけど、農機具の収納場所はどうするのですか。

(申請人) 確保できないですね。車に乗せていくかですね。

(3番委員) 軽四では無理ですね。会社役員ということですが、会社の代表者ですか。

(申請人) そうです。

(3番委員) はいわかりました。

(2番委員) 今の質問の中で、田んぼなら田んぼにしますという返事について、納得がいきません。田んぼか畑を確認して、これをこうして作るのだ。みんな仲間の中で同じ作物を作っっていないと出来ないということ認識されずに買っような感じを受けました。これだったらこの地域の農地を守れないような感触を受けました。この二つの農地について、どういっものを作るのか強い意識を持ってやらないと地域で一緒になっってすることは、ちょっと不可能ではないかという思っいがしました。草が生えても負けないで作物を作るという強い気

持ちを示していただきたいと思います。もうちょっと力強い言葉が欲しいと私は思いました。

(農地担当) ほかに何かございませんか。

(藤井委員) 畑で1反7畝となるとかなり労力が必要だと思います。私も畑を作っていますが、もうほぼ付きっきりでなければだめだというふうに思っています。また、私の個人的意見ではありますが、一つの案として流動化という農地を借りることが出来る制度があります。そういう制度を利用して軌道に乗ってから購入という方法でもいいのではないかというのが私の個人的意見です。私は、地元委員で周辺に圃場もあります。この農地の周辺は常に目に見える場所なので、周りの目がかなりあります。荒れていたらいろいろ意見を言われます。誰が作っているかというのは私の方にも来ますし、農業委員会の方へもそういう意見がくるかと思えます。申請人さんの事を知りませんのでちょっとその辺が大丈夫なんかなというのには気になります。それともう一つ、割田になっている水田のところは5人くらいの方で水稲を作っています。その周りの人と歩調を合わせて、畔がないですから、水が入りだしたら同じタイミングでしないとだめですから、毎日、水の様子を見に来ないといけません。その覚悟はあるのか。その辺をどのように思われているかをお尋ねしたいです。

(申請人) 毎日来て、状況見させていただきながら、皆さんとも歩調を合わせてやっていきます。

(6番委員) この地区についてはおそらく当分の間、調整区域として農業専属の地域という形になるうかと思いますが、その辺は十分承知の上だと思うのですが、一番気になるのは、今は軽トラがあるそうですが、今後、田植機やコンバインを購入するのは大変だなという感じがしますが。

(申請人) 農機具は新しいものではなくて中古品で購入する予定です。

(6番委員) そうされますと、これだけの農機具の倉庫は確保できますか。これが全部増えたらすごい倉庫が必要だと思いますが、確保できるわけですね。

(申請人) はい。

(6番委員) 90坪3年の経験しかないようですが、畑は、大変な労力を必要としますが、覚悟は決まったのですね。

(申請人) 人手が必要なときには、増員していきます。

(6番委員) 周辺との協調が大切でございますし、水田をきちんとして管理していくのが前提条件になるうかと思しますので、その辺を十分理解の上、購入していただければと思います。

(申請人) はい。

(10番委員) 今、皆さんが言われるように畑として使って野菜を植えるとなると、管理が本当に出来るのか。1反の野菜を作られる方でも年間労働日数が250日以上やられています。それで草を生やさずに周りの方々の協調性を取って、ほとんど毎日、朝から晩まで作業をしなければならぬ。それが出来るのかどうか。中途半端にされると、周りの方々が迷惑されます。批判が相当出てくる可能性があります。そのようなことを覚悟してやらなければ

なりません。また、水稻にしても植えておけばいいというものではありません。草を生やしたら、隣の田んぼにも草が生える。虫が来て、予防しなければ、他の田んぼにも来るといふのがあります。そうした面も考えて、作業をやっていただくということでございまして、農地を持つということ、大変厳しい中でお金にはならないということに覚悟していただきたいと考えておりますが、その辺はどうですか。

(申請人) 皆さんにご迷惑をおかけしないように、除草とか一生懸命やります。

(10番委員) 倉敷市においても土地の流動化制度があります。近所に空いている農地があれば貸していただけるかどうか、農業委員さんにお聞きになったりするなどして、一度に農地の購入を考えず、流動化によって農作業について熟知されてからの方が無難ではないかと私は思うのですが。倉敷市内の農地について聞かれましたか。

(申請人) 以前農協にご相談したことがありますけど、ないと言われました。

(10番委員) 倉敷であれば市街地的な事もあるので、なかなか農地の貸し借りまではいかないと思いますが、少し離れているけど、総社まで来るのであれば、庄の辺りでも農地があると思います。私もあまり詳しくないですけど、草ぼうぼうになっている放棄田が相当あります。その辺の農業委員さんとも話をされて流動化を考えた方がいいのではないかと私は思うのですけど。

(農地担当) 今、10番委員から話がありましたが、倉敷だとその貸し借りの流動化は、毎月やっていますし、中間管理機構での貸し借りもある中で、その辺を聞いてみるのも一つに入れることもありなのかなとは思いますが、今回の案件ですが、同じように取得を希望された方がございました。結局、管理が出来なく断念された経緯がございます。そのこともありまして、やはりかなりの面積になりますし、今委員の方々からもお話がありましたように、おそらく思っている以上に管理が大変になってくると思いますので、どうしてもこの農地でなければだめという理由があれば、また別ですけれども、そうではない限り営農経験を積むという意味も含めて、もう少し幅広く考えていただいた方が、お互いが安心できるかなと思います。おそらく、本当は水田より畑がいいというように思われていて、今回の売買で2筆ともという話で来ているだろうと思いますが、例えばここまでの面積ではないにせよ、1,000平方メートルぐらいで貸し借りをして始めてみる。その実績を持って、後に取得するように考えられた方がお互い安心かなと思います。いや、どうしても今ここを買いたいという強い思いがありましたら、何かその理由等も教えていただければと思います。

(申請人) 真備の水害前に清音に家を持っておりましたが、知人が水害にあつて、私の清音にあった家を譲りました。水害が無ければ、家と一緒にセットにして清音の農地を手に入れる予定にしておりました。でも、今はその知人と一緒に畑をやっていく予定です。気になる土地ではありません。

(藤井委員) 今、真備のお話をされていましたが、清音のこの圃場ですが、3年前の水害で全部浸

水してしまいました。住宅も床上まで浸水し、特に畑作物はダメになることが多いです。水稻は浸水しても大丈夫なことはありますが、畑作物は水害でだめになることが多いので、本当にその場所がいいのか、もっと県道に近い高い位置なら冠水は、ほぼしない場所もたくさんあります。ということが、ちょっと気になるところです。それと、この農地の近くの田んぼに、市外の方がキャベツを植えていました。で、周りが水田なので水が入ってきて、全部腐らせてしまいました。それをほったらかしにされているので、臭いがものすごく、あそこの田は迷惑だという話を聞いています。なので、もし耕作されるのであれば、嚴重に耕作をお願いしたいと思います。

(農地担当) 先ほどお話があったように、このエリアで営農をしたいというのであれば、一旦近くの農地を借りて営農してみるとか、やはり今回のこの案件、許可するか不許可とするかという決断をしないといけない中で、今のところ判断材料が非常に乏しいです。この地区は、溝掃除であったり水を入れる順番の決まり事などがあるので、その辺も知ってもらいつつ、お互い判断したいなと思ったりします。このままだと、許可か不許可かということになりまして、例えば一旦不許可となったものを再審議はできないので、もし可能であれば、一旦取り下げをしていただいて、もう少し私どもが判断しやすい営農計画や人員計画、今の情報ですと、この人に任せて大丈夫だという判断がしづらいというものもありますので、一旦取り下げをいただき、その辺の準備をしていただいた方がいいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

(申請人) もう一度、計画をしっかりとめて来させていただきます。

(藤井委員) 私もその方が無難ではないかなと思っています。圃場に関しては近くにたくさんありますので、そこで一旦やってみた方が無難だと思います。

(農地担当) そういうことで、もしよければ一旦この件に関しては取り下げをしていただいて、借りて試してみるっていうのも含めて計画を見直してもらえたらと思います。よろしいでしょうか。

(申請人) 年間の作付け計画を具体的に作成してみます。

(農地担当) では、今月はこの案件を取り下げいただく形をお願いいたします。それでは、どうもありがとうございました。

【申請人退出】 14時44分

(農地担当) ありがとうございました。なかなか判断しにくい情報だったので、取り下げという形をお願いさせてもらいましたが、今後どういう形でまた申請してくるかわかりませんが、その時はまた判断するようになるかなと思っています。それでは、休憩に入ります。

【14時45分から14時49分まで休憩】

【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

【受付番号68番】

(農地担当) 審議を再開いたします。それでは、第5条の68番です。先月審議しました5条の三須の案件でございます。先月の総会の時に、農道を横切って進入するような形になるため、その道の保護のことにに関して、被害防除計画を含めて、申請者に聞いた方がいいだろうという話になりましたので、今回お呼びしております。まず、事務局から説明を願います。

(主査) 【受付番号68番 概要説明】

(農地担当) 事務局から説明がありましたが、地元委員さん、先月出た案件ですが概要を含めてもう一度ご説明の方をお願いできればと思います。

(14番委員) 前回のときに進入路の問題で保留になっておりますが、説明を守安委員の方からしていただきますのでよろしく願いいたします。

(農地担当) それでは守安委員、説明をお願いいたします。

(守安委員) 農道があるところをどうするかという問題があり、コンクリートの道にするということで聞きました。よろしく願いします。

(農地担当) 先月、この議案の審議の時に周辺に残る営農地の対策。特に水関係を含め、その辺の被害防除のお話をいただきました。また、当該農地の現状も荒れているところも含めまして、この開発に至るところに問題はないという話になっておりました。従いまして、農道の維持をどういう形でできるか、農道が壊れるようなことがない計画になっているかといった聞き取りが主になるものと思いますのでよろしく願いいたします。それではよろしければ入室してもらってください。

【申請人入室】 14時58分

(農地担当) まず私から基本的な点を数点お聞きします。その後、他の委員から質問をいただき、審議を進めていきますのでよろしく願いします。まず、この総会は議事録の作成の都合上、録音しておりますのでご了承ください。それでは、まず、今回の農地を取得するにあたった経緯も含めて自己紹介をお願いします。

(申請人) ●●工業といいます。住宅の基礎工事、外構工事とかを営んでいますが、20年ぐらになります。その間にいろいろ仕事の分野が広がって、今の資材置き場が手狭になってきた矢先、近所の地主の方が農地の維持管理をすることが出来なくなり、今回の申請に至

りました。

(農地担当) それでは、周辺の営農状況について、近隣の田んぼが残ると思いますが、用水排水の対策、農地への被害防除策、農道への保護に関してご説明いただきたいと思います。

(申請人) 農道については、前もって関係部署と話をし、崩れるのであればアスファルト舗装かコンクリート舗装をしたらどうかということだったので、栗石を15センチ敷いて20センチのコンクリート圧で、間に鉄筋をかます形で農道を保護する計画で、地域応援課の方と話をさせてもらっております。それから排水については、公図上には水路はなく、田の間や道の間に素掘りの水路のような形状があります。で、これを残すような形でU字側溝を入れたり、直接池から北側に対する田んぼについては、暗渠を設けて水を流すような形で考えております。

(11番委員) 現在この●●●●番地が道路を挟んだ東側にありますが、これは今、どうなっているのですか。

(申請人) ●●工業さんが使われている土地です。

(11番委員) 具体的にどういう使い方をされているのですか。

(申請人) 機械類、資材型枠などを置いております。

(11番委員) 今回のその道路との高低差は、結構あるのでしょうか。

(申請人) 一番高いところ一番低いところで約5メートルぐらいです。

(11番委員) 道路の方に土砂が流れていくような心配はないのですか。

(申請人) 道路のほうが高いので、土砂流出は考えにくいと思います。申請地の東側にある農道との境界線にU字側溝を道側に入れて、そこから安全勾配で地を上げて平地にある程度入れるような形を計画しました。

(農地担当) 申請地と北側の●●番地との間に受けのU字側溝が入る形になるのですか。

(申請人) はい。直接雨水が北側に流れ込むようなことはないです。

(農地担当) 農道を横断することに関しましては、申請人から説明がありましたように関連部署ともご相談の上で、コンクリート保護をする予定ということでございます。他に何も質問はございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この後審議いたしますので、本日はありがとうございました。

【申請人退室】 15時14分

(農地担当) この件につきまして農地区分と現地調査等は先月行っているのと全く同じでございます。何かご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) この件に関しまして許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、68番は許可することとしますが、面積が3,000平方メートルを超えていますので、県の諮問会議に付しまして、その答申を受けた後に許可証交付といたします。

【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、3条に戻ります。議案第39号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号19番, 20番,】

(農地担当) それでは20番、西郡の件につきまして、19番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) この農地は、親戚関係で贈与される件です。贈与を受けるだけの農地がなかったということから19番の内容になるわけですが、19番の渡人は兄弟でございますので、受人が手伝いに行っていた農地です。農機具等もそろっていると思います。今までも地元で作られており、信頼もあるので何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、上林の件について14番委員をお願いします。

(14番委員) この件は、守安委員から説明いたします。

(守安委員) 5年位前から植えられておりしっかり管理されている農地です。何ら問題ないと思いますので審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番、20番は許可されました。

【受付番号 21 番】

- (農地担当) それでは 21 番，地頭片山の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (9 番委員) 受人は，●●●●をされておる方です。しっかりされている方なので安心して任せられると思っています。詳細は，友野委員からお願いします。
- (農地担当) 友野推進委員の説明をお願いいたします。
- (友野委員) 受人は 22 年ほど前から，山手地区の農地を順次借り受けて現在 1.6 ヘクタールほどの農地で桃栽培されております。地元といたしましては特に問題ないと考えておりますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。21 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，21 番は許可されました。

【議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第 40 号，農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。それでは，事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号 17 番】

- (農地担当) それでは 17 番，井手の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。
- (1 番委員) 10 月 5 日におきまして，私と 2 番委員，推進委員の茅原委員，石尾委員，事務局 1 名の計 5 名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況ですが，東が宅地，西が道路，南が宅地，北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは，地元委員からの説明をいたします。
- (15 番委員) この案件は，以前駐車場で転用していたが，一部農地が残っていたという案件です。現状何も変わる案件ではないので，地元としては問題ないものと判断しました。審議をよろしく申し上げます。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番、19番】

- (農地担当) 18番、福谷の件ですが、19番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 18番につきましては、東が畑、西が道路、南は畑、北が畑、19番は東西南北が畑、というような状況でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。
- (12番委員) 今、福谷地区で高梁川堤防の築堤というお話がありまして、堤防から下りてくる道が出来たらいいなということで申請が出ております。進入路と農機具と置いたりする場所に使用したいという申請でございます。地元といたしましては、住宅の進入路がちょっときつそうな現場なので、許可する必要があるのではないかと考えております。周辺農地への影響等もないと判断いたしました。よろしく申し上げます。
- (農地担当) 池上推進委員、何か補足がありますか。
- (池上委員) 12番委員と同意見です。特に問題ないと思います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、18番、19番は許可されました。

【受付番号20番】

- (農地担当) 続きまして20番、清音軽部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が道路、北が畑です。すでにコンクリート舗装をされておりました。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 始末書が提出されている案件です。何ら問題ないと判断しています。詳細は藤井委員からお願いします。
- (農地担当) 藤井推進委員、何か補足がありますか。
- (藤井委員) すでに整地されており排水も集水柵をされており既存の水路に流すようにしています。特に問題ないと思います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。以上で議案第40号の審議は終了いたしました。

【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第41号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 受付番号86番ですが、1筆申請が漏れていたので議案の差し替えをお願いします。
- 【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号79番】

- (農地担当) 続きまして79番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地

の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、両隣りに家が建っており、今回真ん中に家が建つ案件です。詳細は、友野委員をお願いします。

(農地担当) それでは、友野委員からの説明をお願いいたします。

(友野委員) 営農の状況への影響ですが、用水は影響ないです。排水、日照通風、土砂の流出等の営農状況の支障については、被害防除計画、現地調査の結果、いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、79番は許可されました。

【受付番号80番】

(農地担当) 続きまして80番、美袋の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は、閉店したスーパーの駐車場です。近隣の理解を得ていますし、地元としてはお店が出来るということで喜んでます。詳細は大月委員から説明します。

(農地担当) それでは、大月委員をお願いいたします。

(大月委員) スーパーの隣に大型トラックを停めるための駐車場を作りたいという案件です。営農条件への影響ですが、用水、排水は問題ないです。また、日照通風は問題ないです。土砂流出につきましては、擁壁をコンクリートで作りますので、いずれも問題なきものと判断しました。ご審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (10番委員) スーパーの駐車場関係という話があって、先ほど大型トラックの駐車場と話がありましたが、これはどういうことですか。
- (2番委員) スーパーの駐車場で大型トラックが止められるようにと申請があったものです。
- (農地担当) 他に何かありますか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。80番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、80番は許可されました。

【受付番号83番】

- (農地担当) 続きまして83番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この案件ですが、2年ほど前から転用が進んでおり市街化しているところです。残地として残っている場所ですので地元としては問題ないと考えております。ご審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。83番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、83番は許可されました。

【受付番号85番】

- (農地担当) 続きまして85番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 申請地の東から次々に住宅が建っており最終となる場所です。雨水排水は、問題なしです。農地に接する部分はありません。日照通風は問題ありません。特に問題となるところはないと考えております。以上です。

(農地担当) それでは、小西委員から何かありますでしょうか。

(小西委員) 11番委員のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。85番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、85番は許可されました。

【受付番号86番】

(農地担当) 続きまして86番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が田です。現在は荒れ地です。転用した場合の農地の影響はないと思われれます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この申請地ですが、露天駐車場です。詳細は、茅原委員から説明いたします。

(茅原委員) 今回の案件ですが、事業所の従業員の駐車場が手狭になったという事で申請がありました。周囲はコンクリート舗装されており土砂流出はありません。雨水排水は地下浸透します。周辺農地への影響はないと思いますのでよろしく審議の程申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、86番は許可されました。

【受付番号 8 1 番】

- (農地担当) 続きまして 8 1 番, 赤浜の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (1 番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が畑, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1 4 番委員) 営農条件への影響ですが, 用水は問題ありません。排水は, 西と北に既存の排水路があります。日照通風は, 支障ありません。土砂流出については, 周囲にコンクリート擁壁を設置しており問題ありません。総合的に判断して問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。8 1 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 8 1 番は許可されました。

【受付番号 8 2 番】

- (農地担当) 続きまして 8 2 番, 門田の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (1 番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が宅地, 南が道路, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (1 5 番委員) 今回の案件ですが農業用倉庫です。既存の自宅の倉庫が手狭になったことから申請に至りました。北側に水田が残りますが, 取水排水の支障はないです。地元としては, 問題ないと考えております。よろしくご審議申し上げます。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。8 2 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号84番, 87番】

(農地担当) 続きまして84番, 北溝手の件につきまして、87番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、84番は東が田, 西が道路, 南が田, 北が田です。87番は東が田, 西が田, 南が水路, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は、住宅が建つところと南へ向かって排水をつけて既存の水路に繋ぐということです。詳細は前田委員からお願いします。

(農地担当) それでは前田委員, お願いします。

(前田委員) 営農条件への影響ですが、用水については問題ないです。雨水排水については、集水枥を設置し既存の水路に接続します。生活雑排水は合併浄化槽を設置します。日照通風は問題ないです。土砂流出については、コンクリート擁壁を設置し、隣接地への流出を防ぎます。87番については、南側の用水路に接続ということですが、工事が終了したら元に戻す予定です。総合判断として特に問題ないと思っておりますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、87番については一時転用となり期間は、許可後から令和5年6月30日までとなっております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、84番, 87番は許可されました。以上で議案第41号の審議は終了いたしました。

【議案第42号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第42号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第42号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、関係委員さんの10番委員に退席をお願いします。

【10番委員退席】 16時05分

(主査) 【議案第42号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。委員、入室してください。

【10番委員入室】 16時07分

【報告第31号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第31号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第31号 報告書について朗読】

【報告第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第32号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第32号 報告書について朗読】

【報告第33号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第33号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第33号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 31ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約、適用外についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。さらに、今回県の諮問会議に付す案件が1件ございました。それにつきましては、諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付といたします。本日の許可件数は、3条関係が3件、うち1件取下げです。4条関係が4件、5条関係が10件ございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案通り承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、議案第43号について農政担当の林委員、よろしくをお願いします。

【議案第43号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当) それでは、議案第43号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第43号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について説明】

(農政担当) ただ今、事務局から説明がありました対象者1名について審議したいと思います。何かご意見のある方はいらっしゃいますか。なお、追加説明がありましたら、地元委員さんをお願いします。

(10番委員) 【議案第43号 追加説明】

- (農政担当) ただ今の説明について、何か質問はありますか。
- (2番委員) これは、一人でやっているのですか。すごいなと思います。住んでいるところが近辺であればいいのになと思っています。
- (10番委員) 一人でやっております。面積的には、有効利用という事で年2作を試みてやっております。実際的には、現在は水田も含めて1ヘクタールというところです。
- (農政担当) 他に何かありますか。
- (委員) なし。
- (農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。
- (委員) よろしい。
- (農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であるとの回答をいたします。
- (会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。
- (委員) なし。
- (会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後4時20分